

入学料／授業料免除・徴収猶予申請者 各位

横浜国立大学  
学生支援課 経済支援係**入学料／授業料免除・徴収猶予申請に係る書類提出期限等について**

入学料／授業料免除等の申請では、申請時に全ての必要書類を揃えて提出することを原則としていますが、やむを得ない事情により一部の書類が提出できない場合、指定された期限まで不足書類の追加提出を認めており、また、書類に不備や不明な点があった場合、受付期間終了後も期限を定めて申請者に確認を行うことがあります。

しかし、指定された期限を守らない、連絡がつかない等の申請者が多くいるため、下記の措置を実施することになりました。

指定された期限は厳守するよう、また掲示やメール等による連絡事項は定期的を確認するよう、ご注意願います。

- ① 掲示板および学生支援課ウェブサイトに掲載した事項は、全て伝達されたものとみなされ、掲示を見なかったという理由で事後に異議を申し立てることはできません。
- ② 確認事項があるため、経済支援係から申請者へ連絡する場合は、原則「YNU メールアドレス」宛にメールを送信します。メールは各自の責任で確認をするものとします。
- ③ **指定された期限までに提出・回答等しなかった場合、入学料／授業料免除・徴収猶予の審査のうえで不利になる、または選考対象から外れる場合があります。**

※ ただし、上記の場合でも、指定された期限までに提出・回答等できないことに相当の理由があり、かつ、指定された期限前に窓口、電話等で連絡・相談してきた者で、経済支援係が特に認めた場合は、この限りではありません。

※ **例年、選考結果発表の前後（7月～8月）に提出する「所得証明書（課税証明書）」の手配を怠る者が多くいますので、特に注意してください。**

（詳細は、要項 p.12-13「選考結果発表の前後（7月～8月）に提出する書類（全員提出）」をご覧ください。）

**提出期間：2020年7月1日（水）～2020年8月31日（月）**

**対象者：春学期申請時に「一括申請」した者（免除結果が「不許可」の者も含めて全員提出が必要）**

**提出物：同一世帯全員の2020年度（2019年分）の所得証明書（課税証明書）（コピー不可）**

- ※ 本人・就学者・乳幼児は提出不要。独立生計者は本人についても提出。
- ※ 2020年度（2019年分）の所得証明書は、2020年6月以降に、市区町村役所で取得することができます。名称は市区町村によって「課税（非課税）証明書」等、異なる場合があります。
- ※ 所得額のほか、**住民税の課税額の記載があるもの**を提出してください。（住民税額が「—」や「\*」となっているものや、記載が省略されているものは受け付けることができません。）
- ※ 住民税非課税の者については、税額が「0円」と記載のある所得証明書、もしくは「非課税証明書」を提出してください。

# 学内掲示板案内図

